

ローラーの運転の業務に係る 特別教育のご案内




受講者募集

講習目的

労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則36条の規定に基づき、事業者は、締固めよう機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。

主な対象機械：タイヤローラー、マカダムローラー、コンバインドローラー、ハンドガイドローラー等全ての締固め機械が対象となります。

日時	2019年5月20日(月)～2019年5月21日(火) 学科：5月20日(月) 9時00分から17時00分 実技：5月21日(火) 9時00分から16時00分 ※最終日の終了時間は、修了試験の関係で前後する場合があります。	
会場	北上高等職業訓練校 北上市相去町山田 2-42	
受講資格	普通自動車運転免許を有する方	
受講料	会員 17,000円・非会員 20,000円 受講料は振り込みでもお支払いできます。 (振込先：北上信用金庫 大堤支店 普通 0138613 職業訓練法人北上職業訓練協会)	
定員	20名	
申込方法	申込書、受講料、写真2枚(30mm×24mm 裏面に氏名記入)、普通自動車運転免許証の写し、雇用保険被保険者証事業主の写しを添えてお申し込みください。 なお、申込書はホームページ(http://kitakun.org/)からダウンロードできます。	
申込締切	2019年5月13日(月)	
持ち物	筆記用具、印鑑、昼食、実技講習に適した服装	
その他	<ul style="list-style-type: none">・修了証は、実技試験に合格した方に即日交付(印鑑必須)となります。・受講票は申込締切後お送りしますので、当日ご持参下さい。・納入済の受講料は、一切返金できませんのでご了承ください。	

職業訓練法人 北上職業訓練協会 北上高等職業訓練校

〒024-0051 北上市相去町山田2番地42 TEL:0197-81-5577 FAX:0197-81-5578

E-mail: info@kitakun.org HP: <http://www.kitakun.org>